

別表

No.	部	課	課内室	班	専決すべき事項	専決者						共通専決事項1に定める専決事項	
						局長	部長	課(所)長	課内室長	担当課長	主査		第三類の事業所の長
1	子ども未来部	健全育成課	—	子どもルーム運営班	児童福祉法第34条の8第2項の規定による放課後児童健全育成事業の開始の届出の受理		○						(7)
2	子ども未来部	健全育成課	—	子どもルーム運営班	児童福祉法第34条の8第3項の規定による放課後児童健全育成事業の変更の届出の受理		○						(7)
3	子ども未来部	健全育成課	—	子どもルーム運営班	児童福祉法第34条の8第4項の規定による放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出の受理		○						(7)
4	子ども未来部	健全育成課	—	子どもルーム運営班	児童福祉法第34条の8の3第4項の規定による放課後児童健全育成事業の制限又は停止命令	○							(6)
5	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第32条の規定による社会福祉法人の定款の認可		○						(5)
6	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第45条の36第2項の規定による社会福祉法人の定款変更の認可		○						(5)
7	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第45条の36第4項の規定による社会福祉法人の定款変更の届出の受理		○						(7)
8	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第46条第2項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定		○						(5)
9	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第46条第3項の規定による社会福祉法人の解散の届出の受理		○						(7)
10	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第50条第3項の規定による社会福祉法人の吸収合併の認可、社会福祉法第54条の6第2項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可		○						(5)
11	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第55条の2第1項の規定による社会福祉充実計画の承認、第55条の3第1項の規定による社会福祉充実計画の変更の承認、第55条の4の規定による社会福祉充実計画の終了の承認		○						(5)
12	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第55条の3第2項の規定による社会福祉充実計画の届出の受理		○						(7)
13	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第56条第6項の規定による改善命令、同条第7項の規定による業務停止命令及び役員了解職の勧告並びに同条第8項の規定による解散命令	○							(6)
14	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第57条の規定による公益事業又は収益事業の停止命令	○							(6)
15	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第58条第2項第1号の規定による報告の徴収		○						(6)
16	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第58条第2項第2号及び第3号の規定による勧告	○							(6)
17	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第58条第3項の規定による補助金、貸付金等の返還命令	○							(6)

No.	部	課	課内室	班	専決すべき事項	専決者							共通専決事項1に定める専決事項	
						局長	部長	課(所)長	課内室長	担当課長	主査	第三類の事業所の長		
18	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第59条の規定による計算書類等及び財産目録等の届出の受理		○							(7)
19	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第62条第1項の規定による第一種社会福祉事業の届出の受理		○							(7)
20	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第62条第2項の規定による施設を設置して経営する第一種社会福祉事業の開始の許可		○							(5)
21	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第63条第1項の規定による第一種社会福祉事業の変更の届出の受理		○							(7)
22	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第63条第2項の規定による第一種社会福祉事業の変更の許可		○							(5)
23	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第64条の規定による第一種社会福祉事業の廃止の届出の受理		○							(7)
24	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第67条第1項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始の届出の受理		○							(7)
25	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第67条第2項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始の許可		○							(5)
26	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第68条の規定による変更又は廃止の届出の受理		○							(7)
27	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第69条第1項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受理		○							(7)
28	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第69条第2項の規定による第二種社会福祉事業の変更又は廃止の届出の受理		○							(7)
29	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第72条第1項の規定による制限、停止命令及び許可の取消し、同条第2項の規定による制限、停止命令及び許可又は認可の取消し並びに同条第3項の規定による制限及び停止命令	○								(6)
30	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第86条の規定による通知の受理		○							(7)
31	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第127条の規定による社会福祉連携推進認定並びに社会福祉法第129条の規定による社会福祉連携推進認定をした旨の通知及び公示		○							(2)(5)
32	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第139条第2項の規定による社会福祉連携推進法人の定款変更の認可		○							(5)
33	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第139条第3項の規定による社会福祉連携推進法人の定款変更の届出の受理		○							(7)
34	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第140条の規定による社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針変更の認定		○							(5)
35	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第141条において読み替えて準用する第46条第3項の規定による社会福祉連携推進法人の解散の届出の受理		○							(7)

No.	部	課	課内室	班	専決すべき事項	専決者							共通専決事項1に定める専決事項	
						局長	部長	課(所)長	課内室長	担当課長	主査	第三類の事業所の長		
36	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第141条において読み替えて準用する第46条の6第4項の規定による社会福祉連携推進法人の清算人の届出の受理		○							(7)
37	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第141条において読み替えて準用する第46条の6第5項の規定による社会福祉連携推進法人の清算中に就職した清算人の届出の受理		○							(7)
38	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第141条において読み替えて準用する第47条の5の規定による社会福祉連携推進法人の清算が終了したときの届出の受理		○							(7)
39	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第142条の規定による社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可		○							(5)
40	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第143条において読み替えて準用する第45条の6第2項の規定による社会福祉連携推進法人の利害関係人の請求又は職権による一時役員又は代表理事の職務を行うべき者の選任		○							(6)
41	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○							(6)
42	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第4項の規定による改善勧告	○								(6)
43	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第5項の規定による公表	○								(6)
44	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第6項の規定による改善命令	○								(6)
45	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第7項の規定による業務停止命令及び社会福祉連携推進法人の役員の解職勧告	○								(6)
46	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第9項の規定による社会福祉連携推進法人の役員の解職勧告に係る弁明する機会の付与の通知		○							(6)
47	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第11項の規定による弁明を聴取した者からの報告書の受理		○							(7)
48	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第59条の規定による社会福祉連携推進法人の計算書類等及び財産目録等の届出の受理		○							(7)
49	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し及び社会福祉法第145条第3項の規定による社会福祉連携推進認定を取り消した旨の公示	○								(2)(6)
50	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第145条第5項において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法第29条第6項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しに伴う当該一般社団法人の名称の変更の登記の嘱託		○							(6)
51	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第146条第4項の規定による社会福祉連携推進目的取得財産残額及び同条第1項の規定により認定所轄庁と認定取消法人との間に当該社会福祉連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨の通知		○							(5)
52	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	児童福祉法第35条第4項に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターに限る。)の設置の認可		○							(5)
53	子ども未来部	子ども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	児童福祉法第35条第12項の規定による廃止又は休止の承認		○							(5)

No.	部	課	課内室	班	専決すべき事項	専決者							共通専決事項1に定める専決事項	
						局長	部長	課(所)長	課内室長	担当課長	主査	第三類の事業所の長		
54	こども未来部	こども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	児童福祉法第46条第4項の規定による児童福祉施設の事業停止命令の決定	○								(6)
55	こども未来部	こども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	児童福祉法第47条第1項ただし書きの規定による縁組の承諾の許可		○							(5)
56	こども未来部	こども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	児童福祉法第56条の3の規定による児童福祉施設設置者に対する補助金の返還命令	○								(6)
57	こども未来部	こども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	児童福祉法第58条第1項の規定による児童福祉施設の認可の取消	○								(6)
58	こども未来部	こども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	児童福祉法第59条第5項の規定による事業停止及び施設の閉鎖命令	○								(6)
59	こども未来部	こども家庭支援課	—	ひとり親家庭支援班	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項の規定による母子福祉資金の貸付の決定、第14条の規定による母子・父子福祉団体に対する貸付の決定、第31条の6第1項に規定する父子福祉資金の貸付の決定、第32条の規定による寡婦福祉資金の貸付の決定			○						(5)
60	こども未来部	こども家庭支援課	—	ひとり親家庭支援班	母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条(同法第31条の6第5項及び第32条第5項において準用する場合を含む。)の規定による償還の免除		○							(5)
61	こども未来部	こども家庭支援課	—	ひとり親家庭支援班	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(同政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)第11条の規定による交付の停止及び減額	○								(6)
62	こども未来部	こども家庭支援課	—	ひとり親家庭支援班	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条(同政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)の規定による一時償還の請求	○								(6)
63	こども未来部	こども家庭支援課	—	ひとり親家庭支援班	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条(同政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)の規定による支払猶予			○						(5)
64	こども未来部	こども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第1項の規定による接近禁止命令	○								(6)
65	こども未来部	こども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第46条の6第4項の規定による清算人の届出の受理		○							(7)
66	こども未来部	こども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第46条の6第5項の規定による清算中に就職した清算人の届出の受理		○							(7)
67	こども未来部	こども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第47条の5の規定による清算が終了したときの届出の受理		○							(7)
68	こども未来部	こども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	社会福祉法第71条の規定による改善命令	○								(6)
69	こども未来部	こども家庭支援課	—	虐待・DV防止対策班	児童福祉法第46条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査並びに同条第3項の規定による改善勧告及び改善命令	○								(6)
70	こども未来部	こども家庭支援課	—	ひとり親家庭支援班	母子及び父子並びに寡婦福祉法第20条(同法第31条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭日常生活支援事業の開始の届出の受理並びに同法第33条第4項の規定による寡婦日常生活支援事業の開始の届出の受理		○							(7)
71	こども未来部	こども家庭支援課	—	ひとり親家庭支援班	母子及び父子並びに寡婦福祉法第21条(同法第31条の7第4項及び第33条第5項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭日常生活支援事業の廃止又は休止の届出の受理		○							(7)

No.	部	課	課内室	班	専決すべき事項	専決者							共通専決事項1に定める専決事項
						局長	部長	課(所)長	課内室長	担当課長	主査	第三類の事業所の長	
89	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第32条の規定による社会福祉法人の定款の認可		○						(5)
90	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第45条の36第2項の規定による社会福祉法人の定款変更の認可		○						(5)
91	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第45条の36第4項の規定による社会福祉法人の定款変更の届出の受理		○						(7)
92	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第46条第2項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定		○						(5)
93	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第46条第3項の規定による社会福祉法人の解散の届出の受理		○						(7)
94	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第50条第3項の規定による社会福祉法人の吸収合併の認可、社会福祉法第54条の6第2項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可		○						(5)
95	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第55条の2第1項の規定による社会福祉充実計画の承認、第55条の3第1項の規定による社会福祉充実計画の承認、第55条の4の規定による社会福祉充実計画の終了の承認		○						(5)
96	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第55条の3第2項の規定による社会福祉充実計画の届出の受理		○						(7)
97	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第56条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○						(6)
98	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第56条第6項の規定による改善命令、同条第7項の規定による業務停止命令及び役員了解職の勧告並びに同条第8項の規定による解散命令	○							(6)
99	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第57条の規定による公益事業又は収益事業の停止命令	○							(6)
100	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第58条第2項第1号の規定による報告の徴収		○						(6)
101	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第58条第2項第2号及び第3号の規定による勧告	○							(6)
102	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第59条の規定による計算書類等及び財産目録等の届出の受理		○						(7)
103	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第86条の規定による通知の受理		○						(7)
104	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第127条の規定による社会福祉連携推進認定並びに社会福祉法第129条の規定による社会福祉連携推進認定をした旨の通知及び公示		○						(2)(5)
105	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第139条第2項の規定による社会福祉連携推進法人の定款変更の認可		○						(5)
106	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第139条第3項の規定による社会福祉連携推進法人の定款変更の届出の受理		○						(7)

No.	部	課	課内室	班	専決すべき事項	専決者							共通専決事項1に定める専決事項	
						局長	部長	課(所)長	課内室長	担当課長	主査	第三類の事業所の長		
107	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第140条の規定による社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針変更の認定		○							(5)
108	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第141条において読み替えて準用する第46条第3項の規定による社会福祉連携推進法人の解散の届出の受理		○							(7)
109	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第141条において読み替えて準用する第46条の6第4項の規定による社会福祉連携推進法人の清算人の届出の受理		○							(7)
110	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第141条において読み替えて準用する第46条の6第5項の規定による社会福祉連携推進法人の清算中に就職した清算人の届出の受理		○							(7)
111	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第141条において読み替えて準用する第47条の5の規定による社会福祉連携推進法人の清算が終了したときの届出の受理		○							(7)
112	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第142条の規定による社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可		○							(5)
113	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第143条において読み替えて準用する第45条の6第2項の規定による社会福祉連携推進法人の利害関係人の請求又は職権による一時役員又は代表理事の職務を行うべき者の選任		○							(6)
114	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○							(6)
115	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第4項の規定による改善勧告	○								(6)
116	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第5項の規定による公表	○								(6)
117	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第6項の規定による改善命令	○								(6)
118	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第7項の規定による業務停止命令及び社会福祉連携推進法人の役員の解職勧告	○								(6)
119	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第9項の規定による社会福祉連携推進法人の役員の解職勧告に係る弁明する機会の付与の通知		○							(6)
120	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第56条第11項の規定による弁明を聴取した者からの報告書の受理		○							(7)
121	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第144条において読み替えて準用する第59条の規定による社会福祉連携推進法人の計算書類等及び財産目録等の届出の受理		○							(7)
122	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し及び社会福祉法第145条第3項の規定による社会福祉連携推進認定を取り消した旨の公示	○								(2)(6)
123	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第145条第5項において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法第29条第6項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しに伴う当該一般社団法人の名称の変更の登記の嘱託		○							(6)
124	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第146条第4項の規定による社会福祉連携推進目的取得財産残額及び同条第1項の規定により認定所轄庁と認定取消法人との間に当該社会福祉連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨の通知		○							(5)

No.	部	課	課内室	班	専決すべき事項	専決者							共通専決事項1に定める専決事項
						局長	部長	課(所)長	課内室長	担当課長	主査	第三類の事業所の長	
125	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第35条第4項の規定による児童福祉施設(保育所に限る。)の設置の認可		○						(5)
126	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第35条第12項の規定による廃止又は休止の承認		○						(5)
127	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第46条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○						(6)
128	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第46条第3項の規定による改善勧告及び改善命令	○							(6)
129	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第46条第4項の規定による児童福祉施設の事業停止命令	○							(6)
130	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第56条の3の規定による児童福祉施設設置者に対する補助金の返還命令	○							(6)
131	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第58条第1項の規定による児童福祉施設の認可の取消	○							(6)
132	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第46条の6第4項の規定による清算人の届出の受理		○						(7)
133	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第46条の6第5項の規定による清算中に就職した清算人の届出の受理		○						(7)
134	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	社会福祉法第47条の5の規定による清算が終了したときの届出の受理		○						(7)
135	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等の開始の認可		○						(5)
136	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第34条の15第7項の規定による家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認		○						(5)
137	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第34条の17第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○						(6)
138	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第34条の17第3項の規定による改善命令並びに第4項の規定による家庭的保育事業等の制限又は停止命令	○							(6)
139	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	児童福祉法第58条第2項の規定による家庭的保育事業等の認可の取消	○							(6)
140	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	認定こども園法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置又は廃止の認可		○						(5)
141	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	認定こども園法第19条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○						(6)
142	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	認定こども園法第20条の規定による改善勧告及び改善命令	○							(6)

No.	部	課	課内室	班	専決すべき事項	専決者							共通専決事項1に定める専決事項	
						局長	部長	課(所)長	課内室長	担当課長	主査	第三類の事業所の長		
143	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	認定こども園法第21条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の停止又は施設の閉鎖	○								(6)
144	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	認定こども園法第22条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取消し	○								(6)
145	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	認定こども園法第29条第1項の規定による認定申請事項等の変更の届出の受理			○						(7)
146	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	認定こども園法第4条第1項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定		○							(5)
147	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	認定こども園法第7条第1項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定取消し	○								(6)
148	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第31条第1項の規定による特定教育・保育施設の確認、同法第32条第1項の規定による利用定員増加の変更の確認		○							(5)
149	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第35条第2項の規定による利用定員の減少の届出の受理		○							(7)
150	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第14条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○							(6)
151	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第38条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○							(6)
152	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第39条第1項の規定による改善勧告、同条第4項の規定による改善命令	○								(6)
153	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第40条の規定による確認の取消し又は確認の全部若しくは一部の効力停止	○								(6)
154	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第43条第1項の規定による特定地域型保育事業者の確認、同法第44条第1項の規定による利用定員増加の変更の確認		○							(5)
155	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第47条第2項の規定による利用定員の減少の届出の受理		○							(7)
156	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第50条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○							(6)
157	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第51条第1項の規定による改善勧告、同条第3項の規定による改善命令	○								(6)
158	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第52条の規定による確認の取消し又は確認の全部若しくは一部の効力停止	○								(6)
159	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第55条第2項の規定による業務管理体制整備の届出の受理、及び同条第3項の規定による変更の届出の受理、及び同条第4項の規定による区分変更の届出の受理			○						(7)
160	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第56条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○							(6)

No.	部	課	課内室	班	専決すべき事項	専決者							共通専決事項1に定める専決事項	
						局長	部長	課(所)長	課内室長	担当課長	主査	第三類の事業所の長		
161	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	制度企画班 制度推進班	子ども・子育て支援法第57条第1項の規定による改善勧告、同条第2項の規定による公表、及び同条第3項の規定による改善命令	○								(6)
162	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	幼児教育振興班	児童福祉法第34条の12第1項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理		○							(7)
163	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	幼児教育振興班	児童福祉法第34条の12第2項の規定による一時預かり事業の変更の届出の受理		○							(7)
164	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	幼児教育振興班	児童福祉法第34条の12第3項の規定による一時預かり事業の廃止又は休止の届出の受理		○							(7)
165	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	幼児教育振興班	児童福祉法第34条の14第1項の規定による報告の徴収及び立ち入り検査		○							(6)
166	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	幼児教育振興班	児童福祉法第34条の14第3項の規定による改善命令並びに第4項の規定による一時預かり事業の制限又は停止命令	○								(6)
167	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	支援班 幼児教育振興班	子ども子育て支援法第58条の8第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○							(6)
168	幼児教育・保育部	幼保支援課	—	支援班 幼児教育振興班	子ども子育て支援法第58条の9の規定による勧告及び命令並びに法題58条の10に基づく確認の取り消し	○								(6)
169	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	児童福祉法第34条の17第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○							(6)
170	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	児童福祉法第34条の17第3項の規定による改善勧告及び改善命令	○								(6)
171	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	児童福祉法第46条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○							(6)
172	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	児童福祉法第34条の17第3項の規定による改善勧告及び改善命令	○								(6)
173	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第一班	児童福祉法第56条の3の規定による児童福祉施設設置者に対する補助金の返還命令	○								(6)
174	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	児童福祉法第59条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○							(6)
175	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	児童福祉法第59条第3項の規定による改善勧告及び同条第5項の規定による事業停止又は施設の閉鎖命令	○								(6)
176	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による事業の変更、廃止又は休止の届出の受理		○							(7)
177	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第一班	児童福祉法第34条の12第1項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理		○							(7)
178	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第一班	児童福祉法第34条の12第2項の規定による一時預かり事業の変更の届出の受理		○							(7)

No.	部	課	課内室	班	専決すべき事項	専決者							共通専決事項1に定める専決事項
						局長	部長	課(所)長	課内室長	担当課長	主査	第三類の事業所の長	
179	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第一班	児童福祉法第34条の12第3項の規定による一時預かり事業の廃止又は休止の届出の受理		○						(7)
180	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第一班	児童福祉法第34条の14第1項の規定による報告の徴収及び立ち入り検査、第3項の規定による改善命令並びに第4項の規定による一時預かり事業の制限又は停止命令	○							(6)
181	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定による報告の徴収及び立ち入り検査		○						(6)
182	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条の規定による改善勧告及び改善命令	○							(6)
183	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	子ども・子育て支援法第14条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査		○						(6)
184	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	子ども・子育て支援法第38条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査		○						(6)
185	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	子ども子育て支援法第39条第1項の規定による改善勧告及び同条第4項の規定による改善命令	○							(6)
186	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	子ども・子育て支援法第50条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査		○						(6)
187	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第二班	子ども子育て支援法第51条第1項の規定による改善勧告及び同条第3項の規定による改善命令	○							(6)
188	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第一班 助成第二班	子ども子育て支援法第58条の8第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○						(6)
189	幼児教育・保育部	幼保運営課	—	助成第一班 助成第二班	子ども子育て支援法第58条の9の規定による勧告及び命令並びに第58条の10に基づく確認の取り消し	○							(6)
190	幼児教育・保育部	幼保指導課	—	施設班	社会福祉法第58条第3項の規定による補助金、貸付金等の返還命令	○							(6)